

地域密着型特別養護老人ホーム「和の郷」 運営規定

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設)

第1章 総則

(目的)

第1条 地域密着型特別養護老人ホーム和の郷は、心身の障害により常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が入居し、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう援助することを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人保健法及び関係法令に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット(少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所のこと。以下「ユニット」という。)において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことが出来るよう介護サービスの提供に万全を期すものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

①ユニット数	3ユニット
②ユニットごとの入居定員	ユニットA (なごみ1丁目) : 9名
	ユニットB (なごみ2丁目) : 10名
	ユニットC (なごみ3丁目) : 10名

(施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名称 特別養護老人ホーム 和の郷 (なごみのさと)
- ②所在地 富山県射水市殿村136番地

第2章 従業員及び職務分掌

(従業員の区分及び定数)

第5条 施設に次の従業員を置く。

①管理者	1名
②生活相談員	1名以上
③介護支援専門員	1名以上
④介護職員	14名以上
⑤看護職員	2名以上
⑥機能訓練指導員	1名以上
⑦医師	1名以上
⑧栄養士	1名以上
⑨調理員	3名以上
⑩事務員	1名以上

2 第1項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務)

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

①管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

②生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

③介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

④介護職員

入居者の日常生活の介護及び援助業務に従事する。

⑤看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する

⑥機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

⑦医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

⑧栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

⑨調理員

給食業務に従事する・

⑩事務員

庶務及び会計業務に従事する。

第3章 設備及び備品等

(居室及びユニット)

第7条 居室は、原則個室とする。入居者ごとの居室の決定に際しては、施設が入居者に対して居室の状況等を文書により説明し、入居者の合意を得るものとする。

2 居室には、ベッド、ナースコール、エアコン、チェスト、テレビ、カーテン等を備品として備える。

(共同生活室)

第8条 共同生活室は、いずれかのユニットに属し、ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営めるよう十分な広さを有し、簡易な調理設備その他の備品等を備えている。

(浴室)

第9条 施設は、入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面設備及び便所)

第10条 施設は、要介護者が使用するのに適した洗面設備をユニットごとに設置する。

2 施設は、要介護者が使用するのに適した便所をユニットごとに設置する。

第4章 契約及び運営

(内容および手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認することができる。

(入退所)

第13条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議する。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人その家族の要望、退去後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退去のための援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退去に際しては、居宅介護事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第5章 サービス

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
 - 3 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 4 計画作成介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画作成介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る
 - 5 計画作成介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービス内容及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
 - 6 計画作成介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

- 7 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 8 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画書を入居者に交付する。
- 9 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画作成介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行う。
 - ①定期的に入居者に面接する。
 - ②定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画作成介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - ①入居者が要介護更新認定を受けた場合
 - ②入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（地域密着型施設サービスの取扱方針）

- 第 15 条 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
 - 3 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
 - 4 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
 - 5 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
 - 6 施設は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては、当該者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - 7 施設は、前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

第 16 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会に代えることができる。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、各ユニットにおいて常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者により介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 17 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保する。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 19 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 20 条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第 21 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱)

第 22 条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用の額)

第 23 条 サービスを提供した場合の利用料及びその他の費用の額は、重要事項説明書別紙記載のとおりとする。

- 2 利用料は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額の 1 割・2 割又は 3 割とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。
- 3 前項までの費用の支払いを受ける場合は、その提供に当たって、あらかじめ入居者又はその家族に対し、内容及び費用を文書で説明した上で、同意を得るものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(利用料の変更等)

第 24 条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第6章 留意事項

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第25条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(喫煙)

第26条 施設敷地内は原則禁煙とする。

(面会)

第27条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。

- 2 管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。
- 3 面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(外出及び外泊)

第28条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届出るものとする。

(健康保持)

第29条 入居者は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第30条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

- 2 入居にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等持込品について、施設は入居に対し、事前に専門業者による殺虫・消毒処理を受けるよう求めるものとする。

(禁止行為)

第31条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ②喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市担当課への通知)

第 32 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して旨を市担当課に通知する。

- ① 正当な理由無しにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 7 章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第 33 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- ① 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- ③ お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(衛生管理及び感染症対策)

第 34 条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために、事業継続計画（BCP）を策定した上で、感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加し、必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染委員会」）を 2 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(口腔衛生管理)

第 35 条 施設は、入居者の新規入居時及び入居後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施する。

- 2 協力歯科医と口腔衛生管理に係る連携について文書で取り決めを行い、協力歯科医若しくは歯科医の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言・指導を年 2 回以上受ける。

(生産性向上に資する取組)

第 36 条 介護現場における課題を抽出及び分析した上で、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため「生産性向上委員会」を設置し、生産性向上に資する取組を促進する。

(従業者の質の確保)

第 37 条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 介護資格無資格者には研修受講のために必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第 38 条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第 39 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを県・市担当課に通報する。

(身体拘束)

第 40 条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 2 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第8章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第41条 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに嘱託医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第42条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

3 事故発生の防止のための、委員会（「安全委員会」とする。）を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第43条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて事業継続計画（BCP）を策定し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的（年2回以上）に避難その他必要な訓練等を実施する。

第9章 その他

(地域との連携)

第44条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入居生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市の職員及び施設が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される『運営推進会議』を設置する。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(勤務体制等)

第 45 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第 46 条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(苦情解決)

第 47 条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 苦情解決に関するその他の事項は、「苦情解決実施規程」において定めるものとする。

(提示)

第 48 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関)

第 49 条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 50 条 施設及び従業者は、居宅介護事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいけない。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいけない。

(その他)

第 51 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 この規程を改正又は廃止するときは、社会福祉法人新湊福社会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改 訂 平成 28 年 6 月 1 日
平成 30 年 8 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 6 年 8 月 1 日